

20 高 福 号 外
平成20年5月28日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 健 康 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

介護事業所に対する駐車許可の取り扱いについて(通知)

このことについて、愛知県警察本部交通部駐車対策課長から別添のとおり取扱いの一部を変更する旨の依頼がありましたので、御承知されるとともに、関係機関への速やかな周知等について御配慮ください。

なお、この取扱いは原則として平成20年5月12日以後適用されます。

おって、通知の主な内容は下記のとおりです。

記

- 1 訪問先の追加があった場合は、その都度、所轄の警察署に「訪問先一覧」及び「地図」の追加を行うこと。
- 2 駐車している間は、許可証(標章)とともに、当該車両の見やすい箇所に「当日の用務先一覧表」を掲出すること。
- 3 駐車許可申請の際、駐車場所が複数ある場合は、申請書中「駐車の場所」欄に、「当日の用務先一覧表のとおり」と記載し、当該一覧表を添付すること。

担 当 高齢福祉課介護保険指定・指導グループ
(052-954-6289)

担 当 障害福祉課計画・指定グループ
(052-954-6317)

交 駐 発 第 4 8 5 6 号
平 成 2 0 年 5 月 1 2 日

愛知県健康福祉部高齢福祉課長 殿
愛知県健康福祉部障害福祉課長 殿

愛知県警察本部交通部駐車対策課長

介護事業所に対する駐車許可の取り扱いについて

記

1 介護事業の訪問先追加の措置

事業所の訪問先に追加があった場合は6ヶ月毎に訪問先一覧の追加をすることとしていましたが、今後訪問先の追加があった場合、その都度警察署へ訪問先一覧の追加申請を行うよう関係団体等にご指導をお願いします。

2 当日の用務先一覧表の掲出

従来、当日の用務先一覧表については、運転者が持参し車両に掲出されておらず駐車している現場において、真に許可を受けた場所であるか否かが掲出している許可証（標章）では確認できませんでした。よって、許可証（標章）と共に駐車している間、当該車両の見やすい箇所に

「当日の用務一覧表」（別添記載例）

を掲出することとします。

今後は、一括申請の場合、申請者「駐車場所」欄に

・ 「当日の用務先一覧表のとおり」

と記載するよう関係団体等にご指導をお願いします。

担当者

愛知県警察本部交通部駐車対策課長

対策係 小林・山下

961-1611 内線 5276

951



別添 記載例

当日の用務先一覧表（予定表）

月 日（ ）

時 間	場 所	用 務
午前10時～午前11時30分	〇〇町7丁目地内	訪問看護
午後1時～午後1時50分	〇〇町〇〇〇番地内	訪問看護

* 個人名、電話番号は記載しない

交 駐 発 第 4 8 5 6 - 1 号
平 成 2 0 年 5 月 2 2 日

愛知県健康福祉部高齢福祉課長 殿
愛知県健康福祉部障害福祉課長 殿

愛知県警察本部交通部駐車対策課長

介護事業所に対する駐車許可の取り扱いについて（補足説明）

平成20年5月12日付け交駐発第4856号でお願いしました「当日の用務先一覧表」の掲出について、各事業所等から住所番地の記載方法等に関する問い合わせが相次いだことから、別添のとおり記載例を修正しましたので再度、連絡します。

- ・ 個人情報保護の観点から記載する用務先の場所は、ある程度特定できる場所とします。
- ・ 近辺に学校、ビル等の目標物があれば〇〇小学校付近でも可能です。

「警察署長の駐車許可」は用務先の場所・日時を特定し許可するものですので事業所、利用者の方に理解していただきますよう説明をお願いします。

担当者

愛知県警察本部交通部駐車対策課

対策係 小林・山下

951-1611 内線 5276



別添 記載例

当日の用務先一覧表（予定表）

月 日（ ）

時 間	場 所	用 務
午前10時～午前11時30分	〇〇町7丁目地内	訪問看護
午後1時～午後1時50分	〇〇小学校付近	訪問看護
午後3時～午後4時00分	〇〇ビル付近	訪問看護

* 個人名、電話番号は記載しない